

理由の復権

——公共的理性に基づく正当化——

○ ロールズ哲学の意義

J・ロールズ（一九二一—二〇〇二）が政治・道徳哲学の分野で成し遂げた貢献の一つは、政治や道徳の議論において「理性・理由 reasons」が有する意義や重要性を再び取り戻したことであり、一言でいえば理性・理由の権威の復権を果たしたことである。これはロールズ以前には、政治・道徳哲学の分野では理性的な議論が全く存在しなかったということの意味しているのではない。しかしながら二十世紀前半の、政治学と社会学に偏倚した政治理論にあつては、理性には道具的な役割しか付与されておらず、もっぱら合理的な (rational) 推論・議論は政治的・道徳的議論においても可能である、利害の一致や妥協を導く上で有益であることを示していたのみであった (cf. Downs 1957)。他方ロールズによる一連の考察に特徴的であったのは、政治的・道徳的議論において理由・理性が有する**それ自体の意義や重要性を回復させたこと**にある。人びとが有する欲求や利害を妥当なものとして合理化する機能しか与えられて

福 間 聡

いない理由とは異なる理由、すなわちそれ自体が人びとの要求を正当化する根拠として適切な役割を有している理由とは何であるのかをロールズは考察している。そしてこのような理由の尊重は政治的・道徳的議論における判断・決定を認識的に信頼しうるものとするのみならず、それを示す人びとを尊重することでもあることをロールズは提起している。では如何なる仕方でロールズは理性・理由の権威を復権させたのであろうか。

本稿でわたしは「公共的正当化 public justification」に関するロールズの最晩年の考察を——想定される誤解を取り除き、わたしの解を織り交ぜながら——分節化することを通じてこの問題を吟味したい。まず手続きの正義に対するロールズの態度の変化を踏まえた上で（第一節）、「公共的理性」、「反照的均衡」、そして「重なり合う合意」という「穏当な多元主義の事実」を背景とした三種の正当化の手続きの特徴を示し（第二節）、正当化とはそもそも、我々と意見が一致しない人びとに対して向けられるものであり、それゆえ正当化は彼らが納得できる仕方、納得できる諸前提から始められ

なければならぬことを確認する（第三節）。このような正当化にあつては「公正性」という理念が中核をなしており（第四節）、またこの正当化の構想は「熟議民主主義」という政体を導くことなることを論じる（第五節）。最後に、ロールズの理性・理由の構想は民主主義と自由主義の理念を両立可能なものとして提示しようことを主張する（最終節）。

一 実質的な手続き的正義

中期から後期に至るロールズの道徳・政治哲学の変化の特徴付けとして、「カント的構成主義」から「政治的構成主義」への移行を挙げる事ができよう。この移行における最も大きな変化は、「手続き的正義」に対する距離の取り方の変化である。カント的構成主義にあつて手続き的正義とは「純粋な」手続き的正義であり、如何なる実質的な要素も明示的には要求されてはいなかつた。いわばカント的構成主義とは正義原理の導出のみに関わる手続きを論じたものであつた。しかし政治的構成主義にあつては正義原理が導出され、それが立憲段階や立法段階を経て、何らかの法律や政策として施行されることまでを射程に入れた、単に形式的ではない手続きを提起している。それゆえ政治的構成主義にあつては「実質的な」手続き的正義をロールズは主張している。すなわち、手続きの「帰結」を手続き以外の基準を用いて判断することをロールズは明示的に要請している。「手続きの正しきは常にその起こりうる帰結、もしくは

は実質的な正義に依存している」[Pl 421]というロールズの提言は、政策や立法の妥当性はそれらが導かれた手続きの公正さのみならず、それらが事実、人びとの権利や自由を保護しうるものであるか否かに依存していることを表明しているのである。手続きから導かれた原理がどの程度我々の基礎的権利や自由を確保し、保護しうるのかということによつて、その手続き自体の正しき、原理の適切さは評価されるのであり、「構成の手続き」に依拠してさえいれば自動的に正しい原理が導かれるとはロールズ自身考えていない。そして帰結の最終的な評価者とは現実の「我々」に他ならないのである、最終的な判断は我々に任されている。自由で民主的な社会にあつては、市民が道徳的、政治的な権威者であり、それ故、政策や法律の正当化は我々に向けられねばならず、我々による承認が最終的な正当化の根拠となっている（cf. Gutmann and Thompson 2004: 25, 45）。この市民としての我々に向けられている正当化の理念が「公共的正当化」と呼ばれるものである。

二 三種の正当化の手続き

ロールズにあつて公共的正当化は、「公共的理性」、「反照的均衡」、そして「重なり合う合意」という三種の正当化の手続きから構成されておられ、それぞれに異なる役割が付与されている。「反照的均衡」は、正義感覚と理由付けの能力を有する市民が、自らの要求を調整する際の公共的な観点となりうる正義構想を導き出すための手続き

として位置付けられている [F sec. 10]。そして「重なり合う合意」はこの正義構想に基づく「秩序ある社会」の理念をより現実的にし、民主社会の歴史的・社会的諸条件に適合させるために導入される手続きである。この正当化はとりわけ、「穏当な多元主義の事実 fact of reasonable pluralism」 [PL xxvii] に応答することを目的としている。秩序ある社会にあつては（理想的には）全ての市民は同一の正義の政治的構想を支持しているとされるが、しかしながら更に、彼らが同一の理由に基づいてその構想を支持していると想定することは——各市民が異なった包括的世界観を支持している穏当な多元主義の下では——不可能である。しかしそうであるとしても正義の政治的構想は立憲制度の基本に関わる諸問題を解決するための共有された観点を我々の社会に提供しうるのだ、ということを示すのが重なり合う合意の目的である [F 32]。そして「公共的理性」はこのようにして獲得され、合意された正義の政治的構想によつて表明される市民の理性である。公共的理性は、憲法の必須事項や基礎的正義に関わる諸問題^[1]について議論する際には、「正統性のリベラル原理 liberal principle of legitimacy」 [PL xlii, 136f, 216f]（第四節）を充たす仕方^[2]で、政治的諸価値に基づいて理由付けを行うことを市民に要求し、それらの問題についての市民の間での合意を可能な限り実現することを目的としている。このようにこの三つの正当化は手続きの仕方と目的は異なるが、それらの正当化の対象は全て「正義の構想」原理である。

反照的均衡が目指す均衡状態とは、単なる人ではなく市民が、

我々の哲学的伝統の中に見出される主要な政治的正義の諸構想を熟考し、それらを支持する様々な哲学的理由やその他の理由を比較検討したうえで、①自らが有する一般的確信、②正義についての第一原理群、そして③特定の諸判断が最終的に調和している状態である [PL 384n16]。ロールズによれば、我々の最も深刻な判断間の不一致の多くは「我々自身の中」での不一致であり [F 30]、この不一致を解決することによつてはじめて、他者の信念群と自らの信念群との間の整合性を考慮するという手続きに向かうことが可能になる。秩序ある社会とは一つの公共的な政治構想によつて効果的に統制されている社会であるが、その社会の市民はおのおの、「広範な反照的均衡」 [F 31] を達成しているとロールズは考えている。またこのような社会にあつては、市民は皆同一の政治的正義の公共的構想を肯定していると承認しているのだ、反照的均衡は「総合的 general」となる。すなわちこの「総合的」とは同一の正義構想が全ての市民の熟考された判断において肯定されていることを意味している [PL 384n16; F 31]。ロールズはこのような反照的均衡の状態を「完全な full」反照的均衡と呼んでくるが [PL 384n16; F 31]、しかしながらロールズ自身は実現可能なものとしてこの「完全な」反照的均衡を企図しているであろうか。

ロールズは『政治的リベラリズム』以降、現実の政治的社会にあつては包括的世界観のみならず正義の政治的構想自体にも穏当な多元主義の事実が妥当することを認めるに至っている。ロールズは「公正としての正義」という正義構想が最も理に適った正義構想である

ことを確言しているが、これ以外にも理に適った構想は複数存在するのであり、公正としての正義はその中の一つに過ぎないという穏当な位置づけをロールズは与えるようになった [PL xix: LP 140]⁽²⁾。或る正義構想が以下の諸条件を包含しているならば、それはリベラルな構想であるとロールズは定義している。

第一に、(立憲的政体にあつてはよく知られている種類の) 特定の基礎的諸権利、諸自由、そして諸機會の明確化。

第二に、これらの諸権利、諸自由、諸機會に対する特別な優先性の割り当て。とりわけ全体的な善や卓越主義的な諸価値の要求に対するこれらの諸自由の優先性の付与。

第三に、これらの諸自由や諸機會を知的かつ効果的に用いるための適切な汎用の手段を全ての市民(彼らの社会的地位にかかわらず)に保証する政策 [PL xviii: LP 141]⁽³⁾。

これらの諸条件を充たし、「互恵性の基準 criterion of reciprocity」 [PL xvi: 49f, 54] (第四節)と「判断の重荷(理性の限界)」 [PL 54-8] を承認する如何なる構想も理に適ったリベラルな正義構想の一候補であることをロールズは認めている。そのような構想はいずれも、「自由で平等な人格としての市民」、「世代を超えて長期に渡る協同の公正なシステムとしての社会」という基底的な諸理念を支持している。しかしながらその諸理念の解釈が各々の構想において異なるために、正義の諸原理の異なる定式化や公共的理性の異なる内容が

導びかれるのである。正義構想の多元性をも認めるに至ったロールズは社会の結び付き、すなわち「社会の統一性 social unity」の説明にも苦心することになる。近代のリベラルな民主政体において我々市民に利用可能で最も理に適った社会的統一の基礎とは何であるのかをロールズは考察するが、その基礎を次のように特徴付けている。

a. 社会の基礎構造は正義に関する理に適ったリベラルな構想の一群——この群は最も理に適った構想を含んでいる——の中の一つ(ないしはその混成体)によつて効果的に統制されている。

b. 社会の中の理に適った包括的世界観の全ては、この一群に属する或る理に適った構想を支持しており、そのような包括的世界観を肯定している市民は理に適った構想の一群を拒絶する人びとに対して永続的に過半数の状態にある。

c. 立憲上の本質や基礎的正義に関わる事柄が問題となつているとき、公共的な政治的討論は常に、もしくはほぼ常に、正義に関する理に適ったリベラルな構想の一群の一つ、すなわち各市民にとつて最も(ないしは、より)理に適つてゐる一つの構想によつて規定される理由に基づいて、理に適った仕方でも解決可能である」 [PL xix]⁽⁴⁾。

『正義論』での想定とは異なり、「包括的なりベラリズム」はもはや社会的統一の基礎としては機能しえない。また社会が効果的に、最も理に適った構想によつて統制され、この構想に関して市民は広範

で総合的な、すなわち完全な反照的均衡に達しているのであれば、社会的統一の基礎は理想的な形で最も理に適っているとロールズは考えている。しかしこれはあくまでも理想であり、現実的には望むべくもない。実践的には、最も理に適った基礎とは、その下で「全ての市民が統制的な政治的構想を理に適っていると同意し、そして市民の或る者は最も理に適っていると考えている」基礎である [PL II]。政治的社会が「正しい理由に基づいて安定的」 [PL 390] であるためにはこれで十分なのであり、我々が最大限に望むことができるのは、政治的構想が全ての市民によって最も理に適っていると評価されてはいないとしても、理に適っていると少なくとも尊重されていることであるとロールズは述べている。それゆえロールズが想定する現実の社会とは、完全な反照的均衡は成し遂げられていない社会であり、そのような社会に存在する市民の一部は最も理に適っているとは自らも考えてはいない正義構想に服さざるを得ない。それゆえ、このような社会にあつては反照的均衡に続いて、「重なり合う合意」による正義構想の正当化が社会的統一の基礎として重要になってくる。またこのような社会にあつては正義と共に「正統性 legitimacy」が顧慮されなければならないのである⁵⁾。

三 重なり合う合意と公共的理性

政治的構想が重なり合う合意によって肯定されているということによってロールズがいわんとしているのは、その構想は理に適つ

ているが対立している複数の宗教的、哲学的、そして道徳的世界観——数多くの信奉者を獲得しており、一つの世代から次の世代へと長期に渡つて存続している世界観——によって支持されているということである。市民の包括的世界観は彼らが最も深刻であると見なす確信を表現しているため、理に適った重なり合う合意は社会的統一の最も深いレベルでの基礎となるとロールズは述べている [PL 391f]。

「理に適つてはいるが異なる包括的世界観を市民が肯定しているとき、正義構想についての重なり合う合意が可能か否かを判断するとは、他者を前にして、彼らの最も深い宗教的・哲学的コミットメントを批判することも、拒絶することもなしに、公正としての正義（の構想）（ないしはその他の理に適った構想）を真摯に擁護しうるものとして提案するための十分な理由が存在するか否かを確認する一つの方法なのである」 [PL 390]。

重なり合う合意による政治構想の支持は反照的均衡による正当化の色褪せた姿ではなく、我々の核となる諸信念（包括的世界観）に根差した正義構想として、更に一段深い仕方でも公共的に承認するための方法論と見なされなければならない。理に適った重なり合う合意によって正義の政治的構想が支持されているとき、この構想は市民が衷心から抱いている信念に基づく理由によって支持されているのである。

重なり合う合意へと達するためには三段階の正当化を経る必要があるのだが（当座の正当化↓十全な正当化↓公共的正当化）[PL 386ff]、ロールズの論理機制にあつてはこの正当化のプロセスは「公共的理性」がそこで果たす役割と共に説明されなければならない。

ここで問題になってくるのは、公共的理性は或る正義の政治的構想が公共的に正当化されてはじめて登場するものであるのか [PL 5]、それともこの正義構想が正当化される際にも或る役割を果たしている理性であるのだろうかという問題である。この点に関してロールズの記述は曖昧である。しかしながら彼の最終的な見解としては、如何なる正義構想が我々の民主的社會において最も望ましいものであるのかを考察し、討議する際には既に、我々は各自広範な反照的均衡によつて支持された或る暫定的な正義構想を抱いており、この構想が包含しなければならぬ政治的諸価値（市民としての平等、良心の自由等、詳しくは第四節）を前提に議論をしている、ということになる。また我々が或る正義構想を支持するのは、我々が有している包括的世界観の「内側から from within」であるが [PL 33]、その包括的世界観が「理に適っている」と規定されるのは、それが公共的な政治文化に内在している政治的諸価値を承認している限りにおいてである。政治的諸価値は我々の公共的議論を統制し、また用いることができる諸事実や理由を制限する。⁶⁾ このような政治的諸価値が自らの包括的世界観がどのようなものであれ全ての市民が大事に思う理由を有している対象であるならば、この価値に依拠した理由付けや推論は——限定的な意味での——公共的理性に基づ

いていると言うことが可能であろう。ではこの公共的理性は公共的な政治的議論において如何なる役割を有しているのであろうか。

正当化とはそもそも我々と意見が一致しない人びとに対して向けられるものであり、それゆえ我々の政治的判断を彼らに対して正当化するためには彼らが納得できる仕方、納得できる諸前提からそれは始められなければならない (cf. [LP 155])。公共的理性とは正当化にまつわる諸ルールを具現化したものであり、重要な政治的諸問題を考察するときに用いられる適切な理由付けや推論の方法とは如何なるものであるのか、他者もまた認めることが理に適っている信念、根拠、そして価値とは如何なるものであるのかを規定する際、の理念である。公共的理性の理念をロールズは「互恵性の基準」、「正統性のリベラル原理」、および「市民性の義務 duty of civility」という諸概念を用いて説明している（第四節）。立憲上の本質や基礎的正義にまつわる事柄を議論する際に我々が特に注意を払わなければならないのは、これらの問題の帰結は社會で現在通用している正義の政治的構想を最も理に適っているとは必ずしも見なしてはいない。市民に対しても多大な政治的な権力を及ぼすことになるからである。我々は最終的な政治権力を共有している市民として、自らの政治的決定をそのような市民に対しても理に適った仕方、すなわち自由かつ平等である市民が受けるに値する尊重に適合する仕方、正当化できなければならない。なぜなら我々の社會は自由主義と民主主義を両輪とする社會であり、被治者の同意が存在しないならば彼らに対して如何なる法や政策も行使してはならないことを重要な政

治的価値として承認しているからである。諸政策や法は如何なるものであっても何らかの強制や政治権力の行使を含むのであり、それらは最も不利益を被る市民の見地からも受け入れることが可能であるときにのみ正当化される。ゆえに我々は或る政策を提議する際には、それを支持する、全ての市民に受入可能な理由を示すことが可能でなければならない。では、理に適つてはいるが全く異なる善の構想（や包括的世界観）から自らの理由を各人が導いている社会において、全ての人が受け入れることが可能な理由、共有可能な理由を我々は如何にして提示することができるのであろうか。

四 公正性と理由

自由で民主的な社会における政策決定者としての市民と被治者としての市民との関係についての理念を體現しているのが「互恵性の基準」である。ロールズはこの基準を以下のように説明している。

「我々の政治権力の行使が適切であるのは次の場合のみである。それは、自らの政治的行為に対して我々が提示する理由は、その行為の正当化として他の市民によって理に適つた仕方であらなければならない。この基準は二つのレベルで適用される。一つは憲法の構造それ自体に適用され、もう一つはこの構造と一致して制定される特定の法に適用される。公正であるべき政治的構想はこのような原理を充たす憲法のみを正当化しなければならない

らない。これらの事柄は憲法やその下で制定された法の正統性に適用される、正統性のリベラル原理と呼ばれるものを表している」
[PL xiv]。

この引用の中で言及されている「正統性のリベラル原理」とは次の原理である。

「我々による政治的権力の行使が適切 proper であり、それゆえに正当化可能であるのは、以下のような憲法と合致して、その権力が行使される場合に限られる。それは、その本質に関して、自由で平等な全ての市民が彼らの共通の人間理性にとって許容可能な原理と理念に照らして支持することが理に適つた仕方であらうような憲法である」 [PL 217]。

さらにこの正統性のリベラル原理から導かれるのが、他の市民に対する配慮に関わる「市民性の義務」である。

「根本的な〔政治的〕諸問題に関しては、自らが擁護し、票を投じる原理や政策が公共的理性の政治的諸価値によって如何に支持されるのかを、「市民は」相互に説明できなければならない」 [PL 217]。

奇妙なことと思われるかも知れないが、ロールズは『正義論』で

は政府ないしは諸制度の「正統性」について表だつて論じてはいない。だがそもそもロック以来、伝統的に社会契約論にあつて「原初的契約」という概念は（それ自体としては正しくないかもしれない）国家の起源と正統性を説明し、正当化するために、様々な哲学者によつて導入されたのであつた。しかし『正義論』でロールズは主として、正義に関する熟慮された諸判断を更なる政治的決定のための指針として役立つ仕方でも説明し、まとめ上げるような概念的な枠組みを提供するために契約論的思考法を用いていたのであり、国家の正当化のためではなかつた。『正義論』で社会契約論を採用した中心目的は、「契約論の中に潜在的に含まれている正義構想は……正義に関する我々の熟考された諸判断に最も近似しており、民主社会に対する最も適した道徳的基盤を構成してゐる」[TY viii]ことを主張することにあつたといえる。

ロールズが正統性を明示的な仕方では論じなかつたのは、正義という概念の中には既に正統性という概念も含意されていると考へていたからである [PL 27f]。しかしながら穏当な多元主義のもとでは、最も正しい制度といつてもそれは何らかの正義構想との相対的な関係においてそのように評価されるのであつて、絶対的に最も正しいということはありません。それゆゑ正統性を前面に押し出すことによつて、各々の正義構想にあつては最も正しい制度とは見なされないとしても、理に適つており、妥当なものであるならば市民はその制度を支持しようということをも、ロールズは提起する必要があつた

のである。⁸⁾ 正統性のリベラル原理を規定する際、ロールズは「適切である proper」というタームを使用しているが、このタームは「正統である legitimate」を含意しており、この正統性からのコロラリーとして正当性が導かれているのである。

公共的理性を構成している互恵性の基準や正統性のリベラル原理、そして市民性の義務は、他の市民を自らと同様に自由かつ平等であると見なし、公正な条項に基づいて彼らと協同して社会を運営してゆくという、市民の「公正性 reasonableness」 [PL 49, 54] という徳性に由来している。立憲上の本質や基礎的正義に関わる問題が生じた場合、市民は自らの政治的見解を支持するために、包括的世界観に依拠していない「公共的に受入可能な理由を互いに提示することができなければならない」とされる [JF 91]。公共的理性に基づく正当化にあつては「包括的世界観に立脚する真理や正しさといった概念は、市民としての市民に向けられる政治的な公正性という概念に置き換えられる」のである [LP 171]。一言でいえばロールズの政治的自由主義とは「公正性」という理念に立脚した政治哲学であり、全ての重要な概念はこの理念に根差している。⁹⁾ 公正な、すなわち、理に適つた市民は重要な政治的問題を議論するという文脈にあつては、或る正義構想（ロールズの場合にあつては「公正としての正義」）によつて表明されている政治的諸価値に包摂されるような理由、すなわち公共的な理由をもつて、自らの見解の正当化の根拠としなければならない。さらにロールズは後年、公共的な理由付けの中に包括的世界観に基づく信念を持ち込むこと

を許容するようになったが（公共的理性についての「広い見解 wide view」）、それには「但し書を proviso」が存在し、包括的世界観を導入することによって支持される如何なる政策に対しても、適切な仕方で公共的な理由が提示されなければならないことを要求している [PL If: LP 143]⁽⁹¹⁾。ロールズによれば、公共的理性とは「結合体として、国家権力の制裁によって裏書きされたルールをお互いに対して課す、平等な市民に相応しい理由付けの在り方である。……理由付けのための共有された指針や理由付けの方法は理由を公共的なものとし、同時に立憲政体における言論と思想の自由はこの理由を自由なものにするのである」[FJ 92]。では単なる理由を公共的「理由とする政治的諸価値とは一体如何なるものであるのだろうか。ロールズは二種類に分けて説明している。

(a) 第一の種類の政治的諸価値——政治的正義の諸価値——は基礎構造に適用される正義の諸原理に属している。この種の価値は平等な政治的および市民的諸自由、機会の公正な平等、（格差原理によって表現されている）社会的平等と互恵性、等を含む。

(b) 第二の種類の政治的諸価値——公共的理性の諸価値——は公共的な探求のための指針、および、この探求が十分な情報のもとで理に適った仕方で執り行われるのみならず、自由で公共的でもあることを保証するために必要とされる措置のための指針に組み込まれている。この種の価値は判断や推論、そして証拠といった基本的諸概念の適切な使用のみならず、常識的知識の基準と手続き、そし

て異論の余地が無い科学の諸方法や諸帰結を遵守することにおいて示されるような公正性と公平性 [fair-mindedness] といった徳性を含む [FJ 91f: cf. PL139, 224]。

(a) は市民が自らの理性を自由に行使できることを保証する政治的諸価値を表しており（政治的自由の価値の実質的な平等）、(b) は自らの理性を自由に行使する際に、我々が提示する理由が公共的なものとなるためには尊重されなければならない諸価値を示している。この公共的理性の諸価値は正当化の手続きそれ自体からは論理的に独立した基準を示しており、それらに依拠した理由を認識的にも信頼しうるものとすることを可能にしている (cf. [Estlund 1997])。またこの (b) の諸価値は、とりわけ、「シティズンシップ（市民であること）の理念」を反映しているとロールズは述べている。その理念とは「自由かつ平等な他の市民が、理に適っており、合理的でもあると認めることができる仕方で、重要な政治的問題を解決しようとする我々の意欲」を表明している [FJ 92]。そしてこの理念が「公共的な市民性の義務」を生じさせるのである。この義務の一面をロールズは次のように説明している。

「その義務は」立憲上の本質や基本的正義の問題に関わる場合、正統性（のりべラル）原理によって定められた限界内で理由付けを行うよう我々に指示するのである」[FJ 92]。

「公共的な政治的討議の場 public political forum」[LP 133f] においては、その根拠が包括的世界観に基づいている考慮を、他の市民が理解し、受け入れようと理に適った仕方期待しうる理由に言い換えることをこの義務は市民に要求するのである。

五 熟議による民主主義・手続きから市民の特性へ

このように公正性の理念を軸として互恵性の基準、正統性のリベラル原理、そして市民性の義務が相互依存的なトライアングルを形成しており、公共的理由、すなわち包括的世界観から独立して市民が共有化可能な理由を中心概念としてそれぞれの基準・原理が定義されている¹⁾。前節の最後に公共的理性を構成している政治的諸価値の一部は「シティズンシップの理念」を反映していることを指摘したが、『諸人民の法』ではより直截に、立憲民主制における「民主的なシティズンシップ」の構想から公共的理性の理念をロールズは導き出している[LP 136]。「民主的な市民であること」が含意する基底的政治的関係は次の二つの特徴を有している。一つは、社会の基礎構造の内部における市民の関係であり、この構造に我々は誕生のみによって参加し、そして死亡のみによって退去するという関係である。そしてもう一つは、集合的組織体として究極的な政治権力を使用する自由で平等な市民の関係である[LP 136]。市民間の関係が或る私的な集団や連合体におけるメンバー間の関係と第一に異なるのは、その非自発性である。多くの市民は或る社会に自

発的に参加するわけではなく、またその社会から自発的に退去することもできない。それゆえ今所属している社会の法や政策が自分にとって好ましくないものであるとしても、社会の一員として受け入れざるを得ず、また受け入れを拒否する市民に対して、政策側としてそれを強制する場合もある。民主的市民はこのような仕方での市民と運命と権力を共有しているので、立憲上の本質や基礎的正義の事柄が賭されている時には、如何なる仕方でも立憲的民主制の体制を尊重し、この体制の下で制定された法や規則に如何なる理由で従わねばならないのかという公共的正当化の問題が我々にとって逼迫したものとして生じるのである(第三節)。

このような民主的市民の關係に相応しい政体は「熟議民主主義 deliberative democracy」であるとロールズは主張しているが[LP 138]、その理由は熟議民主主義が想定している「市民像」にある。熟議民主主義は次のような市民像を想定している点において、市民の選好に焦点を絞るいわゆる集計モデル的民主主義(R・ダール)と異なっている。熟議に基づく民主政体の「成員はお互いを、熟慮的能力を有するものとして、すなわち理由の公共的な取り交わしへ参加し、そのような公共的な理由付けの帰結に基づいて行為するために必要とされる能力を有するものとして承認」しているが[Cohen 1997: 73]、このような構想はロールズの市民像と軌を一にしている。J・コーエンは熟議民主主義の土台をなす熟議的な手続きの諸特徴を以下のように述べている。

「熟議に参加する当事者達は様々な提議 proposals に対して、それらを推進し、支持するための自らの理由、それらを批判するための自らの理由を述べることが要求されている。彼らは（彼らの権力ではなく）そのような理由が彼らの提議の行方を定めるであろうという期待と共に理由を示す。……他者の本質的に異なる諸目的、ならびに、平等者の間での自由な討議を通じて自らの結合体の諸条件を定めることに対する他者のコミットメントを所与とした上で、彼らに提議を受け入れさせることを目指して理由は提示される。提議は容認される理由によって「仮想的には」弁護されうるとしても、「実際に」弁護されないのであれば拒絶されるであろう。熟議的な「民主制の」構想は集合的選択が熟議的な仕方で行われるべきであることを重視し、単にこの選択が市民の諸嗜好と望ましい仕方では致すべきであることを重視するのではなからず」 [Cohen 1997: 74]。

このコーエンによる市民の特徴付けで重要なのは、民主的な討議において或る提議を示す根拠は単なる自らの欲求や嗜好ではなく、「理由」として概念化可能な「諸考慮」であるという点である。理想的な民主的熟議にあつて市民は、意見の異なる他者の諸考慮に耳を傾け、全ての理に適った市民が受け入れうると思ふ理由に基づいて議論をし、他者が提示する理由が理に適っていると気付くことによつて自らが当初持っていた嗜好を修正する。そして民主的な討議にあつて市民は理由を述べるのみならず、（自らが提示した理由に基づいて行為する）という動機付けを有していることが想定さ

れており [Cohen 1997: 74]、このような市民の政治的徳性が熟議民主主義の重要な構成要素となっている¹²⁾。

他者の異なる見解にも耳を傾け、彼らが受け入れうると思われる理由を提示することによつて表明される我々の態度とは、（他者に對する尊重）である。理由に基づく討議とは市民相互間の尊重の表明なのである。

「相互尊重」は道徳的に係わり合い、自らのコミットメントを内省し、尊重できる見解の相違と単に許容できるものとの区別を識別し、自らの現在の観点に対して返答不可能な反論に直面したならば、将来において自らの考えを変え、もしくは見解を修正するという可能性に開かれていゝ個人の徳性である」 [Gutmann and Thompson 1996: 79f]

熟議民主主義は、自己利益の最大化を人びとの目的と見なすようなホップズ主義でも、選好充足の最大化を目的と見なすような功利主義でもなく、明らかにカント主義的な市民・社会構想をその基礎的理念としていゝ政体である¹³⁾。換言すれば、互いに理由を与え合い、理由を要求する存在としての（人間）、理由を取り交わす平等な存在者達の共同体としての（社会）という構想に基づいた政体である。この民主制は自由で平等な市民が相互に受け入れることができ、広くアクセス可能な理由をお互いに与え合うという手続きにおいて、現時点では全ての市民を拘束するが、将来にあつては異議申し立て

に開かれている結論に到達するという目的を持って諸決定を正当化する統治形態なのである (cf. Gutmann and Thompson 2004: 71)。

六 結論・理由の空間としての民主社会

熟議民主主義の第一人者であるコーエンは民主的な熟議プロセスを政治的な討議の場だけに制限するのではなく、企業や労働組合、同業組合や住民団体、そして家族や交友関係といった市民社会全体にまで拡張されるべきであることを主張しており、討議の場の拡張は「公共善」であると述べている [Cohen 1997: 84-7]。

ロールズもまた公共的理性の概念が適用される人びとの範囲を徐々に拡張している。ロールズは当初、公共的理性のモデルとして、違憲立法審査権を行使できる最高裁が体现している理由付けの手續きを念頭に置いており [PL 231]、公共的理性の「理念 ideal」とはとりわけ裁判官の判断に適用されるものと考えていた (それゆえこの見解にあつては、公共的理性とは正義の政治的構想が公共的に正当化されてはじめて登場する理性であることになる。第三節)。しかし後にロールズはこの公共的理性の「理想 ideal」は最高裁の裁判官のみならず、政府の官および公職に就いている (または就こうとしていた) 者、そして理想的には一般市民までもが (投票を行う際には) 充たすべきものであると考えるに至つてくる [PL 382n13; LP 135]。ではこのロールズによる公共的理性の展開はコーエンと軌を一にするものであるのだろうか。

しかしながらここで注意すべきなのは、ロールズは民主主義のみならず、政治的自由主義にも肩入れしているという点である。ロールズにあつては、民主的な熟議は市民が自由に生を営むのに必要とされること、そして他の市民の基礎的諸自由と機会を尊重することを超えては要求されていない (cf. Gutmann & Thompson 2004: 33)。公共的な政治的討議の場と非政治的領域である「背景的文化」 [PL 14] にわたる包括的な熟議民主主義は、私的領域と公的領域の区別の存在を大前提とする政治的自由主義を崩壊させるかもしれない。それゆえロールズの公共的理性の理念はその拡張において一線を越えてはいない。公共的な理性によつて議論が制限されるのは公共的な政治的討議の場だけに留めらるべきであり、さらにこの制限は憲法の必須事項や基礎的正義に関わる諸問題を討議する際にのみ発動されるべきであるという条件は緩和していない。では背景的文化では如何なる討議が市民の間で執り行われているのだろうか。ロールズはI・ヤングのように、人びとの文化的、宗教的、民族的差異を認め、それに基づくインフォーマルで熟議的でない議論 (レトリックやストーリーテリング、文化集団や性差に特有のコミュニケーション形態等) の余地を背景的文化には残しているのだろうか [Young 1996, 1997]。

公共的理性による討議の一元化 (コーエン) は公共的な理由とならない市民が発するノイズを排除し、差異の強調 (ヤング) は社会的統一や安定性を脅かすことになるかもしれない。このジレンマにロールズはどう対処しているのだろうか。ロールズは——C・コー

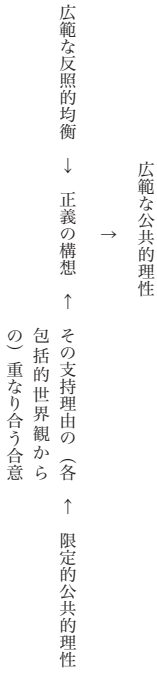
スガード [Korsgaard 1996]と同様に——私的な理性の存在を否定している [PL 220n7]。ロールズにあって公共的理性・理由の対概念は非公共的理性・理由であって、私的理性・理由ではない。理由とは全て共有可能なものであり、ただその共有可能な人びとの範囲に依りて、宗教組織や大学、文化集団といった連合体で用いられている「社会的理由 social reason」、家族や小集団で用いられる「家庭内の理由 domestic reason」といった非公共的理由が存在する。各連合体や集団にはそれぞれが抱く自己構想（自己理解、アイデンティティ、目的）に適合した決定の手続きや手順が存在するが、道理に適った責任のある行動をするためには「理由付けについての承認された方法」をそれらは必ず保持していなければならない [FE 92]。すなわち判断・推理・証拠といった基本的概念や、正誤と真理の基準を各集団はその包括的世界観が理に適ったものであるためには認めなければならないのである。それゆえロールズは各集団の理由の自律性や差異を尊重しているものの、理に反した独断的な判断や決定がそこで執り行われているとは想定していない。理性的であるという一点で各集団は共通点を有し、これが穏当な多元主義の事実の本質をなしているのである。

社会が安定的であるために公共的な政治的討議の場で求められているのは市民の間での合意（もしくは理に適った不一致）であるが、背景的文化にあっては集団間（異集団に属する市民間）での相互「理解」であろう。この相互理解にあっては、我々は互いに他の集団に対して自らを理解可能にすべきであり、そして同様に他の集団

も我々にとつて理解可能であること我々を望むことが要求される（D・デイヴィッドソンの「寛容の原則 principle of charity」¹⁴、もしくはS・ブラックバーンの「人間性の原則 principle of humanity」）。包括的世界観間での相互理解とコミュニケーションは我々の社会が一層民主的となるためには必要不可欠であり、またこの相互理解とコミュニケーションから政治的諸価値についての新たな解釈が生まれるならば、それは公共的理性をより十全なものへと——すなわち「広い見解」の方へと（第四節）——導くであろう。またこの対話の過程は自らとは異なる見解と向き合わせることによつて各包括的世界観の立場をより穏当なものにし、以前は排除されていた包括的世界観に基づく多様な政治的見解が公共的な討議の場に組み入れられる素地となる（cf. [LP 154f]¹⁵）。それゆえ政治的自由主義による公的領域（政治的討議の場）と私的領域（背景的文化）、公共的理性と非公共的理性との区別は熟議民主主義の制限ではなく、反対にその本質から要請されることなのである。公共的理性によつて討議を一元化するのではなく、また非理性的なコミュニケーションというものを導入するのでもなく、理由の多元性を認め、我々の社会を——対立する利害や欲求を追求する場ではなく——「理由の空間」とすることによつて、理性による社会の統合をロールズは試みている。民主社会を理由の空間とすることの可能性を示すことによつてロールズは、理性・理由の権威の復権を政治・道徳哲学において果たしたのである。

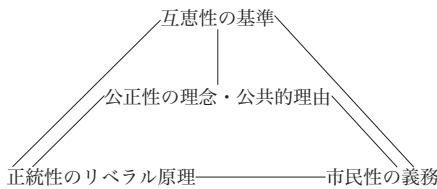
注

- (1) このような問題としてロールズは「誰が選挙権を有するのか、如何なる宗教が許容されるべきであるのか、如何なる人に対して機会の公正な平等や財産の保有が保障されるべきであるのか」を挙げている [PL 214]。
- (2) ロールズは『政治的リベラリズム』のペーパーバック版の序文でこの書の目的を明確化している。その目的とは『正義論』で論じた秩序ある社会の理念を、穏当な多元主義の事実を考慮に入れるのみならず [PL xiii]、さらに、正義についての理に適ったリベラルな政治的構想が複数存在することを所与とした上で再定式化することであるとロールズは述べている [PL xviii]。
- (3) 『政治的リベラリズム』と『諸人民の法』ではこの諸条件の規定が多少異なっているため、ここではそれらを複合して説明している。
- (4) [PL 391]にも類似の説明があるがここで説明の方がより穏当になっている。
- (5) T・ネーゲルは正統性の問題を政治哲学において最も重要な問題であると位置付けている [Nagel 1991]。
- (6) 例えば「市民は自由かつ平等である」という政治的価値は、不平等な取り扱いを許容するような理由を公共的議論から排除するため、そこで用いることができる理由を制限している。この政治的諸価値による制限は我々が「原初状態」を設定する際にも既に機能している [F 89]。
- (7) この「限定的」とは広範な反照的均衡と限定的な反照的均衡のレベルに違いに対応する。政治構想が公共的に正当化された後に、それが示す公共的理性は「広範な」公共的理性と呼ぶことができよう。



- (8) S・フリーマンは正義と正統性を次のように区別している。「正義であるためには政治的諸制度は全ての者の善のために機能しなければならず、他方、正統であるためには政治的諸制度は全ての者に対して、民主的市民として彼らが理に適った仕方を受け入れることができる理由に基づいて、正当化可能であるべきである」 [Freeman 2000: 379]。
- (9) ロールズは公正性という理念を必ずしも明確には定義してはいないが、それが指示している様々な事柄は「互恵性」として集約することができよう。ロールズは当初、主として功利主義を批判するために互恵性という概念を用いており、契約主義的道德理論の特質をこの概念によって説明していたが [CP ch. 10: 77-14, 33, 49ff]、『政治的リベラリズム』ではリベラルな民主社会を第一に特徴付ける概念として提示するようになっていく。

- (10) ロールズは公共的理性と包括的世界観との関係について三つの見解を示している。一つは「排他的見解 exclusive view」、もう一つは「包括的見解 inclusive view」 [PL 247] であり、そして最後がここで論じた「広い見解」 [PL iii] である。公共的理性についてのロールズの見解の変遷とその妥当性については [Reidy 2000]、[Williams 2000] を参照。



(12) ロールズもこの（理由に基づく動機付け）を重視している。彼が構想する熟議民主主義の第三の必須要素として、「おしなべて公共的理性に従い、その理念を自らの政治的行為において実現するという市民の側の知識と欲求」を挙げている [LP 139]。

(13) ロールズはカントの政治思想を次のようにまとめている。「自由な公共的理性の本質的に政治的な役割。社会契約ないし根元的契約の理念。国家において共に立法する成員としての市民の理念。基礎的な公法の基準としての幸福原理の拒絶。他者の諸権利を尊重するごう条件の下での宗教の自由と国家の干渉が無く自分の思い通りの仕方で幸福を追求する権利」 [LM 362]。これらの要素はロールズの政治構想の骨子でもある。

(14) ロールズは公共的理性についての「広い見解」のメリットとして「正義の政治的構想を受け入れている包括的世界観の基礎を他の市民に示すことにより民主社会はより安定する点を挙げている [PL II: LP 153]」。

J・ロールズの著作

A Theory of Justice, Harvard University Press, 1971 [TJ] 『正義論』
Political Liberalism, paperback edition, Columbia University Press, 1996 [PL] 『政治自由主義論』
Collected Papers, S. Freeman (ed.) Harvard University Press, 1999 [CP] 『論文集』
The Law of Peoples: With "The Idea of Public Reason Revisited", Harvard University Press, 1999 [LP] 『諸人民の法』
Lecture on the History of Moral Philosophy, B. Herman (ed.) Harvard University Press, 2000 [LM] 『道徳哲学史講義』
Justice as Fairness: A Restatement, E. Kelly (ed.) Harvard University Press, 2001 [JF] 『公正な法の正義・再論』

文献表

Benhabib, S. (ed.) 1996. *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton University Press.

Blackburn, S. 1984. *Spreading the Word: Groundings in the Philosophy of Language*, Oxford University Press.

Bohman, J. and Rehg, W. (eds.) 1997. *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, The MIT Press.

Cohen, J. 1997. "Deliberation and Democratic Legitimacy" in Bohman and Rehg (eds.) 1997.

Davidson, D. 1984. *Inquiries into Truth and Interpretation*, Oxford University Press. (邦訳) D・キーン・ダヴィッドソン『真理と解釈』野本他訳 一九九一年。

Downs, A. 1957. *An Economic Theory of Democracy*, Harper & Row. (邦訳) A・ダウンズ『民主主義の経済理論』古田精司監訳 成文堂 一九八〇年。

Estlund, D. 1997. "Beyond Fairness and Deliberation: The Epistemic Dimension of Democratic Authority." in Bohman and Rehg (eds.) 1997.

Freeman, S. 2000. "Deliberative Democracy: A Sympathetic Comment," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 29: 4, pp. 371-418.

Gutmann, A. and Thompson, D. 1996. *Democracy and Disagreement*, Harvard University Press.

——— 2004. *Why Deliberative Democracy?*, Princeton University Press.

Korsgaard, C. M. 1996a. *The Sources of Normativity*, Cambridge University Press.

Nagel, T. 1991. *Equality and Partiality*, Oxford University Press.

Reidy, D. A. 2000. "Rawls's Wide View of Public Reason: Not Wide Enough," *Res Publica*, Vol. 6, pp. 49-71.

Williams, A. 2000. "The Alleged Incompleteness of Public Reason," *Res Publica*, Vol. 6, pp. 199-211.

Young, I. 1996. "Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy." in S. Benhabib (1996).

——— 1997. "Difference as a Resource for Democratic Communication," in Bohman and Rehg (eds.) 1997.